

# 長野市行政改革大綱実施計画（案）

平成21年度～平成25年度



平成21年4月  
長野市

# 長野市行政改革大綱実施計画の概要

## 【策定の目的】

長野市行政改革大綱実施計画(以下「実施計画」といいます。)は、長野市行政改革大綱に基づいて取り組む様々な行政改革の進め方や目標、実施年度などを具体的に定め、なおかつその進行管理を適切に行うために策定するものです。

## 【実施計画の基本的な考え方】

この計画は、長野市行政改革大綱「第7 重点的に取り組むべき事項」及び「第8 具体的な取り組み」に基づいて進める個々の改革について「改革項目」を作成し、それを集約する形で構成しています。

また、この実施計画ではそれぞれの「改革項目」について、【計画】と【実績】を同時に記載することにより、従来別々に作成・公開していた「実施計画書」と「進行状況報告書」を兼ねる形とし、簡潔で分かりやすい計画となるよう配慮しました。

なお、この実施計画は、社会経済情勢、市民ニーズの変化及び財政状況の変化等に対応するために、計画期間は5年の固定とし、年度ごとに計画期間の起点をスライドさせて、計画の実効性と弾力性を確保していきます。

## 【実施計画の進行管理と情報公開】

### 進行管理について

実施計画の進行管理は毎年度末に行うこととし、各改革項目の進行状況を確認するとともに、次年度から取り組む新規項目を追加します。

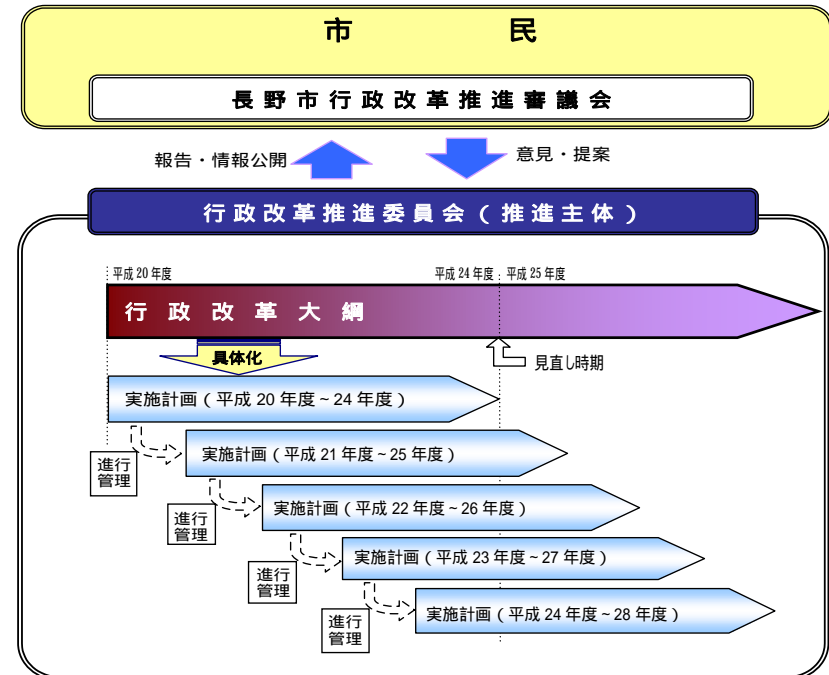
### 進行状況の公開について

各項目の取り組み状況及び新規項目については、市民で構成される長野市行政改革推進審議会に報告し、審議いただきます。また市ホームページに掲載するなど、市民の皆さんにお知らせしていきます。

### 実施計画の改定について

長野市行政改革推進審議会からの意見等をふまえ、引き続き取り組む項目と新規項目による新たな実施計画(5ヵ年)を各年度当初に策定します。

<図: 実施計画の考え方と進行管理について>



# 長野市行政改革大綱(概要)

## 総合計画のめざす都市像「善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」の実現ために

### 行政改革大綱の目的

行政改革大綱は、第四次長野市総合計画の「行政経営の方針」のうち、「行政改革の推進と効率的な行財政運営」、及び「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」に関して、今後改革を進めるための基本方針、重点的に取り組むべき事項などを具体的に定めることを目的とします。

### 行政改革の基本方針

#### 1 行政サービス提供の市の責任

市は、行政が真に提供しなければならないサービスを確実に実施し、市民が安心して暮らせる社会をつくる責任を果たします。

#### 2 民間活力活用の継続

民間企業や地域住民、NPOなどの民間活力を一層活用していきます。

#### 3 市民負担の公平性の確保

市税や国民健康保険料などの自主的納付を促し、受益者負担の適正化を進めて、市民負担の公平性を確保します。

#### 4 持続可能な行財政運営の推進

限られた収入の中で、施策や事業の優先度を常に意識し、将来の市民にも安定したサービスの継続が可能となる行財政運営を推進します。

### 行政改革の期間

平成21年度～平成25年度(5年間)

### 重点的に取り組むべき事項

#### 1 職員数の削減

最少の人員で最大の行政サービスが提供できるよう、定員適正化目標を掲げて職員数の削減に取り組めます。削減に当たっては、市役所の内部事務を見直し、全庁的に共通する事務や定型的事務の集中化に取り組むとともに、民間委託をさらに推進します。

#### 2 市民と市の役割分担の適正化

市の行政サービスについて、行政の責任の度合いと民間での実施の可否によって類型化した上で、廃止・縮減、民営化などの改革を進めます。

#### 3 使用料など受益者負担の見直し

減価償却費を含めてサービスの提供に要するコストを明らかにした上で、類型化の結果によって受益者負担割合の基準を作成し、市民の理解を得ながら使用料、手数料等の見直しを進めます。

### 具体的な取り組み

#### 1 行政改革の推進と効率的な行財政運営

「選択と集中」を基本とした行政サービスの継続的な見直しを図るとともに、市民と行政の適切な役割分担により、最少の経費で最大の効果をあげられる行財政運営を目指します。

- 1-1 効率的な行政の推進
- 1-2 民間活力の活用
- 1-3 健全な財政運営の実現

#### 2 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

市民の目線に立った行政サービスを提供し、市民の更なる満足が得られる質の高い行政経営を目指します。

- 2-1 利用しやすい行政サービスの提供
- 2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用
- 2-3 成果を重視した行政運営

# 改革の取り組み状況(改革項目数の推移)

< 改革項目数の推移 >

新 実施計画

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
新規項目	-	15	14	35	8	23	16				
年度当初の取り組み項目	117	78+15 93	64+14 78	49+35 84	61+8 69	43 +23 66	53+16 69				
(うち年度内完了予定 (実施・稼動))	(31)	(25)	(31)	(19)	(27)	(12)	(21)				
年度末で除外した項目	1		6	5	3	1					
完了(実施・稼動)	38	29	23	18	25	12					
翌年度に継続する項目	78	64	49	61	41	53					
(参考) 取り組み項目数の累計	117-1 116	116+15 131	131+14-6 139	139+35-5 169	169+8-3 174	174+23+2 -1 198	198+16 214				

平成19年度から20年度に継続する41項目のうち、内容を3分割したものが1項目あります。

各年度とも、前年度からの「翌年度に継続する改革項目」に「新規項目」を加えた「年度当初の取り組み項目」に掲げる数の項目に取り組みます。

「年度当初の取り組み項目」のうち、当該年度中に完了(実施・稼動)に到達させる項目数(目標)を、下段に( )数字で示しています。また実際に「実施・稼動」となった項目数を、「完了(実施・稼動)」欄に記載します。

社会情勢の変化や政策・施策・事業の転換によって適切でなくなった項目については、年度末に本計画から除外し、その数を「年度末で除外した項目」欄に記載します。

本計画には、常に先5ヵ年を見据えて毎年度項目を追加します。従って、平成22年度以降は実施・稼動年度が平成26年度以降となる項目も含まれます。

第四次長野市総合計画には、本計画による改革項目の取り組み数について、平成15年度からの累計で、「平成23年度に250項目」とする数値目標を掲げています。(表の最下段「取り組み項目数の累計」欄を参照)

# 改革項目の見方について

**改革項目名(主な担当課)**  
改革項目の名称(何をどうするのか)、及びこの改革を主に担当する部局課。

**着手年度**  
この改革項目に着手した(最初に実施計画書に掲載した)年度。

**進め方の概要(どう進めるのか)**  
改革の目標に向けて、具体的にどのように進めていくのか。

**目標**  
この改革項目が目指す到達目標について、できるだけ数値を用い、分かりやすく記載します。

**平成20年度までの実績**  
この改革項目についての、前年度までの取り組み実績について。改革目標が完了となるまで、毎年度末の進行管理の際に内容を追加していきます。

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標
2 - 3 成果を重視した行政運営	職員定数・人員配置の適正化の推進 【総務部職員課・行政改革推進局】		18	国から、地方公共団体の職員数について平成17年4月1日を基点とし、平成22年4月1日までに4.6%の純減を図るよう「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月)が通知された。	適材適所の人事配置による効率的な組織の構築、人件費の削減。	平成17年4月1日(2,875人)を基点とし、平成22年4月1日までに職員を140人(4.9%)削減する。

**原因(なぜ改革するのか)**  
この改革項目になぜ取り組まなくてはならないか、現状や原因について。

**重点項目等**  
この項目が長野市行政改革大綱の「第7 重点的に取り組むべき事項」に関連する改革項目である場合、次のとおり ~ を記載しています。  
：「1 職員数の削減」に関する改革項目  
：「2 市民と市の役割分担の適正化」に関する項目  
：「3 使用料など受益者負担の見直し」に関する項目  
また、財政構造改革プログラム(平成18年2月策定)に由来する項目については、「[財]」と記載しています。

平成20年度までの実績	年度計画					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
平成17～19年度で94人削減(目標140人に対し、進捗率67.1%)。	[当初計画]					
	30人削減(累計88人)	40人削減(累計128人)	18人削減(累計146人)			
	[実績と予定]					
	36人削減(累計94人)					

**年度計画**  
【当初計画】  
改革項目策定の段階における、各年度の取り組み計画を示します。は方針決定、は改革目標の完了(実施・稼動)を示します。この部分については、計画と現状に進行状況の差異が生じて、修正はしないこととします。  
【実績と予定】  
毎年度末の進行管理の際に、当該年度末の状況と今後の予定を当初計画と対比できる形で記載していきます。  
なお、または が欄の左端にある場合は、「年度当初に計画決定/実施・稼動」となることを表し、右端にある場合は「年度末に計画決定/実施・稼動」となることを表しています。

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1-1 効率的な行政の推進	IP電話の導入 【総務部庶務課】		15	現在の庁舎電話設備を活用しつつ、外部にかけられる電話を一般回線からIP化することにより、通話料金の削減ができる。	庁内電話のIP化については、現在の電話交換機の設備を庁舎改修長期計画で次回更新を平成21年度に予定していることから、これに併せて導入を検討する。	電話交換機更新と併せ導入する場合は、平成21年度分の予算編成までに設備仕様を決定し、21年度に導入する。	IP電話の信頼性や、電話交換機との互換性など技術的な問題点の調査及び、IP電話以外で通話料削減可能な通話割引サービスの情報収集をした。	[当初計画] → 設備仕様の決定 導入 [実績と予定] → 未定 技術面調査、他方式情報収集						
1-3 健全な財政運営の実現	本庁舎駐車場の有料化 【総務部庶務課】	[財]	18	財政構造改革懇話会から、増収対策の一つとして、行政財産の有効活用という視点から駐車場有料化について提言があった。	本庁舎駐車場適正利用検討プロジェクト会議での検討結果を受け、課内で具体的な運用方法を検討し、費用対効果及び問題点を洗い出した上で有料化の可否を決定する。	第一庁舎及び長野市民会館の在り方の結論と併せて再度駐車場有料化を検討する。	平成20年2月15日に駐車場適正利用検討プロジェクト会議を開催、プロジェクトを一時休止し、第一庁舎及び長野市民会館の建物配置について方針が出た時点で、有料化を念頭に改めて召集するという結論に至り、同2月21日の政策会議にて了承を得る。	[当初計画] → 方針検討 方針検討・決定 実施 [実績と予定] → 未定(長野市民会館の建物配置確定後再開) 一時休止						
1-3 健全な財政運営の実現	【新規】松代文化ホールの使用料の見直し 【総務部庶務課】	[財]	21	「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」により、当該施設の使用料について見直しを図り、行政サービスに対する適正な利用者負担の確保及びサービス利用者との市民との負担の公平性の確保を目指す。	平成21～22年度に、当該施設の使用料を、若里市民文化ホール、勤労者女性会館しなのき等の類似施設の使用料と比較検証し、併せて施設稼働率、利用状況等について検証したうえで、使用料見直しについての方針を決定する。	平成22年度に、使用料見直しについて方針を決定し公表する。		[当初計画] → 部局による検討 部局による検討、方針決定、公表 [実績と予定] →						方針に沿った使用料の適用
2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用	特殊勤務手当の見直し 【総務部職員課】		15	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に支給するとした特殊勤務手当での支給要件を総点検し、適正化を図るもの。	見直しのため、既に職員組合と協議を行っている。	平成20年度に、特殊勤務手当の要件に合致しないものについて廃止等の見直しを実施する。	職員組合と継続協議中。	[当初計画] → 職員組合と協議 手当の廃止 [実績と予定] → 職員組合と協議						

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用	公務員制度改革の推進 【総務部職員課】		15	職員が組織目標の実現に向けて能力を最大限に発揮し、働きがいや使命感を持って職務遂行することにより組織の活性化、効果的・効率的な行政運営を図り、総体として市民に信頼される市役所の実現をめざすもの。	職員アンケートの結果を踏まえて人事制度改革構想を見直し、公正で納得性の高い人事評価制度の確立。	平成21年度に人事制度改革構想を見直し(H20~24)、平成22年度に構想に基づく評価制度を確立する。	人事制度改革構想の改定、平成19年度の評価結果の分析と人事評価マニュアルの第3次改訂を実施。	[当初計画] 人事制度改革構想の見直し [実績と予定] 人事制度改革構想、人事評価マニュアルの改訂	人事制度改革構想の見直し	評価制度の確立				
2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用	給与構造改革と人事評価制度に連動した給与制度の見直し 【総務部職員課】	[財]	18	地場賃金に応じた給与水準、人事評価制度と連動した職務・職責に応じた給与制度の確立のため。	人事評価制度と連動した昇格基準、昇給、勤勉手当のあり方等について、引き続き調査、検討しながら制度構築に取り組み、試行を行う。	平成21年度に人事評価制度と連動した給与処遇の具体案を作成、試行、平成22年度に実施する。	平成19年度業績評価結果による試算と検証を実施。	具体案作成 [実績と予定] 具体案作成	具体案作成 試行	実施				
2-3 成果を重視した行政運営	職員定数・人員配置の適正化の推進 【総務部職員課・行政改革推進局】		18	国から、地方公共団体の職員数について平成17年4月1日を基点とし、平成22年4月1日までに4.6%の純減を図るよう「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月)が通知された。	適材適所の人事配置による効率的な組織の構築、人件費の削減。	平成17年4月1日(2,875人)を基点とし、平成22年4月1日までに職員を140人(4.9%)削減する。	平成17~19年度で94人削減(目標140人に対し、進捗率67.1%)。	[当初計画] 30人削減(累計88人) [実績と予定] 36人削減(累計94人)	40人削減(累計128人)	18人削減(累計146人)				
2-1 利用しやすい行政サービスの提供	情報システムの最適化 【総務部情報政策課】		18	これまで、担当課主導で情報システムの構築・更改を繰り返した結果、ネットワーク環境や情報セキュリティ対策が不十分、情報システム整備における全体最適化視点の欠如(システムの多重化・複雑化)、全庁的な情報共有・活用環境の不備等が課題となっている。	第二次長野市高度情報化基本計画に基づき、市民の利便性向上、業務効率化、経費削減の3つの視点で、システム間の連携を考慮したシステムの再構築・更改、及び電子市役所の基礎づくりを重点的に進める。	平成23年度までに最適な人事・給与システム、文書管理システム及び情報流通基盤を設計・構築する。	平成18年度第二次長野市高度情報化基本計画の策定 平成19年度情報系ネットワークの再構築、情報セキュリティ対策の強化等 平成20年度人事給与・庶務事務システム計画策定	[当初計画] 統合運用管理開始 人事・給与システム計画策定 [実績と予定] 人事・給与システム計画策定	人事・給与システム構築 文書管理システム計画策定	文書管理システム構築 情報流通基盤計画策定	情報流通基盤構築 第二次長野市高度情報化基本計画完了	第三次長野市高度情報化基本計画スタート		

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画								
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度			
2-1 利用しやすい行政サービスの提供	統合型GIS(地理情報システム)の整備 【総務部情報政策課】		18	複数の課が個別にGISを導入していたり、導入しようとしている現状があり、データやシステム整備に重複投資するほか、データ連携の不整合などの問題が生じることから、地理情報を庁内で横断的に共有する仕組みを構築するために本事業を実施する。	業務処理方法の見直しや既存のシステムを統廃合等しながら、組織全体として経費及び業務効率の両面から最適なシステムを構築する。	平成22年度までに全庁で構築希望がある26業務について7つのシステムに統合し、構築及び運用の両面で効率化を図る。	平成17年度GISプロジェクト立ち上げ 統合型GIS整備計画策定 平成18年度GIS専門部会立ち上げ 平成20年度統合型GIS運用規約(概要版)策定 汎用・建設・公開GISの構築 共用空間データ整備(H18~)	[当初計画] 都市整備GIS及び公開GISの構築 [実績と予定] H20.6建設GIS稼働 H20.7汎用GIS稼働	→	→	→	→	→	→	→	
1-1 効率的な行政の推進	市営バスの再編 【企画政策部交通政策課】		19	平成17年1月の合併を受け、合併以前から運行されていたバスを引き継ぎ運行を継続しているが、効率的で地域の実情や特性にあったバス路線の再編が必要。	合併以前における現状路線に至った経緯などを考慮する中で、小型車両を使用した個別対応による輸送方法等の導入やスクールバス等との調整を実施し、合併4地区において協議調整を図る。	【当初】平成21年度に豊野、戸隠、鬼無里、大岡の4地区の再編を実施する。 【H21追加】再編実施3年後に見直しを行う。	該当地区区長会、地域審議会等との協議及び保護者など利用者への説明を行った。	[当初計画] 再編案の検討・決定 [実績と予定] 再編案の検討・決定	→	→	→	→	→	→	→	
1-1 効率的な行政の推進	【新規】施設の存廃・再配置などの方針策定 【行政改革推進局】		21	同一施設や類似施設で収益率または利用率が低下している施設の存廃・再配置などを検討する際、現在基準となる方針がないため漠然と業務を継続している場合があることから全庁的な方針を定め再配置の基準とするもの。	庁内の行政評価部会のほか、行政改革推進審議会を活用し、意見(答申)を踏まえ市の方針を決定し公表する。(行政改革推進審議会では主要な施設について存廃や再配置など大局的な方針を議論する)。	平成22年度に行政改革推進審議会の意見を踏まえ、市の方針を決定し、市民に示す。		[当初計画] 評価基準の策定、審議会諮問 [実績と予定]	→	→	→	→	→	→	→	→
1-2 民間活力の活用	指定管理者制度の導入推進 【行政改革推進局】		16	市の公の施設に指定管理者制度を導入することにより、経費の節減とサービスの向上を目指す。	庁議(部長会議)で施設の方針が指定管理制度導入と決定した施設の内、移行可能な施設から順次選定する。	平成23年度までに指定管理者制度による管理運営を行う公の施設を416施設とする。	平成20年度までに303施設において指定管理者移行済み。 平成20.4.1 新たに9施設において指定管理者制度に移行。 平成21.4.1から移行する9施設について指定管理者を選定。	[当初計画] 9施設移行(累計304) 3施設選定 [実績と予定] 9施設移行(累計303) 9施設選定	→	→	→	→	→	→	→	→



# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
2-1 利用しやすい行政サービスの提供	総合窓口の基本計画策定 【行政改革推進局】		20	これまで、転出入や出生届などに伴う各種手続を行う窓口の一元化がされていない。今後、ワンストップサービスや窓口業務への民間活力の活用などについて、調査・研究していく必要がある。	平成20年4月にプロジェクトチームを立ち上げ、総合窓口についての調査・研究をし、基本計画を策定する。(実施計画については、庁舎の改築計画との整合を図りながら作成する。)	平成21年度までに基本計画を策定する。	プロジェクトチーム・ワーキング設置。先進地視察(さいたま市見沼区、草加市) 総合窓口に関する基本的な方向性を定めたほか、取扱業務及び業務量、システムに関する調査検討を行った。(H20)	[当初計画] プロジェクトチームの立ち上げと調査・研究	基本計画の策定						
2-3 成果を重視した行政運営	審議会等の設置及び運営に関する指針の見直し 【行政改革推進局】		20	指針に基づいて、審議会等設置及び運営に取り組んでいるが、さらに審議会等の必要性を調査・検証し、整理・統合等をしていくために、指針の見直しをする必要がある。	審議会等の中で、既に目的を達成したものや社会情勢の変化により必要性が低下したものなどについて調査・検証をし、指針の見直しを行う。	平成21年度までに指針を見直す。	平成19年3月に「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を策定。 審議会等の現状把握及び類似都市の調査・研究を行う。	[当初計画] 審議会等の必要性を調査・検証	指針の見直し						
1-3 健全な財政運営の実現	予算編成手法の見直し 【財政部財政課・行政改革推進局】	【財】	18	歳入が減少する状況下において新たな財政需要に対応するためには、評価に基づいた予算編成によって、事業のスクラップアンドビルド及び「選択と集中」を実施する必要がある。	行政評価結果を予算編成に反映すること及び予算要求枠配分方式を実施することによってスクラップアンドビルドを加速させる。また、「重点配分施策」の指定によって、「選択と集中」によるメリハリのある予算編成を実現する。	平成20年度に予算編成におけるPDCAサイクルを確立する。	20、21年度当初予算において、重点配分施策を決定し、「選択と集中」によるメリハリのある予算を目指すとともに、行政評価結果を予算編成に反映させることとした。 しかし、PDCAサイクルの確立にまでは至っていないため改革を継続する。	[当初計画]							
1-1 効率的な行政の推進	電子入札の導入 【財政部契約課】		15	事業者の入札参加機会の拡大、事務の省力化・効率化を促進するため、電子入札システムを導入する必要がある。	長野県電子自治体協議会の電子入札ワーキンググループの協議を通して、「県と市町村の共同利用を前提としたシステムの構築」を検討している。併せて市単独のシステムも検討。	平成22年度までに電子入札を導入する。	・電子入札WG開催 ・全団体を対象とした説明会 ・共同化のための意見交換、課題整理 ・予算要求	[当初計画]							
								[実績と予定]	共同運用型電子入札システム導入決定						

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1-1 効率的な行政の推進	入札契約制度の改善 【財政部契約課】		15	入札制度に関する社会情勢の変化や要求に対応するため、現制度の見直し及び拡大並びに新制度の導入を図る必要がある。	入札制度研究委員会による制度の検証と改善。	平成22年度までに試行中の制度(低入札価格調査制度、最低制限価格制度、合冊入札方式、事後審査型一般競争入札、郵便入札)を本格実施、及び総合評価落札方式を試行する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後審査型一般競争入札の拡大(全工種1千万円以上)並びに地域への貢献度等の入札参加条件への反映拡大</li> <li>土木系工事について「最低制限価格」等の設定方法の見直し</li> <li>工事に係る業務委託の等級格付けの導入</li> <li>物品等に係る条件付き一般競争入札の導入(物品及び業務委託)</li> <li>物品等に係る不落随契の廃止</li> <li>物品等に係る参加希望型競争入札の導入</li> <li>工事委託(コンサル)の事後審査型一般競争入札の導入</li> </ul>	[当初計画] 					
1-1 効率的な行政の推進	入札・契約に係る第三者機関の設置 【財政部契約課】		19	総務省等からの通知及び地方自治法施行令の改正。入札の新制度の対応のため。	入札監視委員会などの第三者機関の設置を目指し、組織審議事項、委員選考など必要な準備を行なう。	平成22年度までに第三者機関を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織、審議事項、委員構成などについて検討。</li> </ul>	[当初計画] 					
1-3 健全な財政運営の実現	市税、使用料、保険料などの各種未収金対策における新たな効果的方策の検討 【財政部収納課】	[財]	18	未収金を縮減し、税負担等の公平性と自主財源を確保するため、市税等収入金の収納率向上を図る必要がある。	全庁的な未収金対策として、口座振替の推進など新たな効果的な方策について、収納向上対策協議会において検討を進める。	平成21年度までに未収金の縮減と収納率の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替推進キャンペーンの実施により口座振替納付推進(18年度～)</li> <li>未収金徴収業務の事務集中に関するプロジェクト等により、事務の共同化、民間活力導入、新たな収納方法導入等について検討</li> </ul>	[当初計画] 	効果的な未収金対策の検討、順次実施 効果的な未収金対策の検討、順次実施				
							<ul style="list-style-type: none"> <li>収納金ごと、事務処理要領の整備に着手</li> </ul>	[実績と予定] 					

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1-1 効率的な行政の推進	葬祭事業の段階的廃止 【生活部市民課】		19	葬祭事業を行う民間事業者が増加し、市の葬祭具の利用が減少している。	民間事業者の方針を説明、霊柩車運行体制の準備を求めると共に、霊柩自動車を減車。民間事業者の販売実情調査により市民への影響を考慮し、料金について見直す。最終的には、市民の負担と民間事業者の対応状況を総合的に判断した上で、事業を廃止する。	平成24年度に葬祭事業(霊柩自動車の運行、祭壇飾り付け、葬祭具販売)を廃止する。	<p>・霊柩車について、民間事業者に今後の運行について協力を依頼した上で1台減車を実施。(20.10.1~)</p> <p>・祭壇飾付・葬祭具販売について、民間事業者の販売実情調査及び廉価での販売意向調査を実施。その結果、廉価販売について概ね可能であるとの回答を得たこと及びコストについて再精査した結果良好であることから、現行での販売等を継続し、今後事業廃止に向け民間事業者へ廉価での販売への協力について重ねて働きかけていく方針を決定。</p>	[当初計画]					
								<p>霊柩自動車減車(1台) 葬祭具料金の見直し</p> <p>方針の周知</p> <p>方針の周知</p> <p>葬祭事業の廃止(年度末)</p>					
1-2 民間活力の活用	新斎場への民間活力の活用 【生活部市民課】		20	高齢社会の進展に伴う需要増を考慮し、斎場のあり方を検討する。現斎場は火葬業務を委託しているが、新斎場についてはPFIや指定管理者制度の導入も考えられる。	地元住民の理解を得て建設計画が確定した後、新斎場の整備に合わせ、民間活力の活用を念頭におき、PFI導入の可能性調査などを実施した上で活用方針を決定する。	平成23年度までに指定管理者(PFI事業者)によるサービス向上、経費の節減を目指す。	<p>新斎場整備計画について、地元の説明・協議を実施し、整備手法について検討した。</p>	[当初計画]					
								<p>方針検討・地元協議</p> <p>方針検討・地元協議</p> <p>事業者選定条例改正</p> <p>管理運営開始</p>					
1-3 健全な財政運営の実現	北信保健衛生施設組合負担金の適正化 【生活部市民課】		20	北信保健衛生施設組合の火葬事業の負担金については、人口割100%で算出されており、火葬実績が考慮されていない。	新斎場の整備に合わせ、火葬の実情に見合う負担方法を導入するよう提案する。	平成24年度に火葬の実情を考慮した合理的な負担割合とする。	<p>経常費について、火葬実績を考慮した負担割合とするよう提案した。</p>	[当初計画]					
								<p>構成市町との協議</p> <p>構成市町との協議</p> <p>構成市町との協議</p> <p>構成市町との協議</p> <p>構成市町との協議</p> <p>新負担方法の導入</p>					

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1-1 効率的な行政の推進	消費者団体等事業補助金の廃止 【生活部市民課】		20	昭和48年度から、消費者団体の啓発活動を促進するため補助金制度を継続してきたが、NPOなど新たな担い手による活動が普及し団体の先導的な役割は達成されている。 また、インターネットの普及など社会環境が大きく変化し消費生活に関する情報が多種多様に収集できるようになっている。	団体補助金については、団体へ説明の上、廃止する。 消費生活展については、参加団体と協議し、終期設定する。	平成20年度で団体補助金と団体の行うリサイクルバザー補助金は廃止する。 消費生活展は終期設定の上、平成21年度で廃止する。	平成20年度、団体補助金廃止済み。	[当初計画] ▶	▶					
1-3 健全な財政運営の実現	【新規】働く女性の家、勤労者女性会館しなのきの利用者負担の見直し 【生活部男女共同参画推進課】	[財]	21	社会経済情勢の変化や施設の利用状況等を考慮し、類似施設や同種サービス内での均衡を図るため実態に合った負担額とする。	施設の利用状況等の把握・検討、類似施設や同種サービスとの調整により適正化を図る。	平成22年4月、働く女性の家講座受講料の見直し[受講料の段階的改定。1回200円を300円とする。(激変緩和1.5倍)] 勤労者女性会館しなのきの会議室使用料に、入場料等を徴収する場合の割り増し区分料金を新設する。		[当初計画] ▶	▶					
1-1 効率的な行政の推進	福祉医療費給付水準の見直し 【保健福祉部厚生課・財政部財政課】	[財]	18	医療保険制度改正や医療費の動向に大きく影響を受ける福祉医療費給付制度を適正な負担を求めつつ長期的に維持継続出来る制度とするため、所得に応じた適正な患者負担を求める必要がある。	平成19年度の答申に基づき、所得制限を設けていない受給資格について、他制度との関わり等について他市の状況等を調査し、審議会で審議する。 審議会については、平成21年度に市社会福祉審議会に福祉医療費給付制度に係る臨時分科会を設置して検討を行い、市社会福祉審議会で審議し、方針を決定する。	平成21年度に適正な所得要件区分等を策定・運用する。	平成20年8月から、入院時食事療養標準負担額等の1/2給付の廃止(乳幼児を除く)及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者について、住民税非課税非課税世帯から特別障害者手当準拠まで対象範囲の拡大を実施した。	[当初計画] ▶	▶					
1-1 効率的な行政の推進	高齢者等外出支援サービス事業の廃止 【保健福祉部高齢者福祉課】		19	合併による地区(豊野・戸隠・大岡)限定事業であるため、地域間の均衡や公平性等から他地区(地区社協)で実施している本事業と同様の事業を含む地域福祉サービス(移送サービス)に移行する必要がある。	豊野・戸隠地区外出支援サービス事業は、平成20年度から地域福祉サービス事業で実施する。 大岡地区過疎地有償移送サービス事業は、交通政策課が計画している大岡地区の交通体系全般の見直し計画(平成20年度を目的)に位置付けるため、交通政策課とともに地元と調整していく。	平成20年度に豊野・戸隠地区は、事業を廃止する。 大岡地区は平成20年度中に地区交通体系に位置付け、地元調整ができた時点で廃止する。	平成20年度より豊野・戸隠地区は、事業を廃止した。 大岡地区は地区交通体系の位置付けが地元調整ができたため平成20年度をもって廃止。	[当初計画] ▶	▶	▶				

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1-1 効率的な行政の推進	すこやか入浴事業 交付金の見直し 【保健福祉部高齢者福祉課】		20	老人憩の家が設置されていない中心市街地での入浴交流施設確保を目的としているが、全市の公衆浴場が交付対象となっており、事業目的と実態が合致していない。	事業の効果検証を行った上で、平成20年度に長野市社会福祉審議会で見直し方針を定め、平成21年度に市民説明を行い、平成22年度に廃止する。	平成22年度に交付金を廃止する。	[当初計画] ◁ 審議会で見直し方針の決定 [実績と予定] ▷ 審議会で見直し方針の決定	◁ 廃止に関する説明・周知 ◁ 廃止に関する説明	交付金の廃止					
1-1 効率的な行政の推進	シニアアクティブ ルーム事業補助金の見直し 【保健福祉部高齢者福祉課】		20	各地区老人福祉センターのセンター祭りと同様の事業を中心市街地で開催するための補助額が過大である。	対象団体の自立的な活動を促すためにも、各地区老人福祉センター祭りと同様に事業内容は維持するものの、補助金額については段階的に縮減を行い平成21年度に廃止する。	平成21年度に補助金を廃止する。	[当初計画] ◁ 段階的な見直しに関する説明・周知 [実績と予定] ▷ 廃止に関する説明	◁ 補助金の廃止 ◁ 廃止に関する説明						
1-3 健全な財政運営の実現	独居老人等緊急通報システム設置事業の利用者負担等の検討 【保健福祉部高齢者福祉課】		16	独居高齢者の増加により経費が増大し、また合併市町村間で実施内容に差異があり、見守り体制に違いがあるため事業内容を見直すと共に、他事業との均衡を図り利用者負担を導入して経費の節減を図り、継続可能な事業とする。	合併前からの各市町村ごとの設置対象要件を統一し、所得要件を加味した利用者負担の導入を検討するとともに、利用者及び議会へ説明し理解を得る。	事業内容を見直し平成21年度から利用者負担を導入し、経費の節減を図る。	[当初計画] ◁ 対象要件の統一 利用者負担の詳細決定 [実績と予定] ▷ 対象要件及び利用者負担の検討	◁ 稼働 ◁ 稼働						
1-3 健全な財政運営の実現	【新規】 老人憩の家(入浴施設)の利用者負担の見直し及び施設の再編 【保健福祉部高齢者福祉課】	[財]	21	同種サービス内での負担に不均衡が生じていることから全庁的な方針により見直すもの。憩の家は老朽化し大規模改修又は建替等の必要性が生じていることから民間と競争する「憩の家」の入浴施設部分については段階的に縮小しながら、老朽化した「憩の家」について再編を行う。	改革項目は、あんしんいきいきプラン21(平成21年度～平成23年度)の計画で了承されていることから、利用者負担の基準に基づき見直す。老人憩の家再編については、外郭団体の見直し方針等を含め決定する。	平成22年4月の改定に向け庁内合意や市民周知を行う。老人憩の家の再編について、平成21年度中に方針を決定し平成23年度までの実施を検討する。	[当初計画] ◁ 利用者負担 憩の家再編 ◁ 利用者負担 周知、説明 老人憩の家の方針決定 [実績と予定] ▷ 利用者負担 憩の家再編 ◁ 周知、説明	◁ 周知、説明 ◁ 周知、説明						

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
1-3 健全な財政運営の実現	【新規】 老人福祉センター、シニアアクティブルーム、老人大学講座の内容及び受講料の見直し  【保健福祉部高齢者福祉課】	【財】	21	目的、対象は異なるが、講座内容が同種同等の類似施設の場合、利用者の負担に不均衡が生じていることから全庁的な方針により見直すもの。	次期あいプラン策定の中で、市民意見の聴取を行うとともに、長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会において審議及び了承を得る。	平成24年度からの実施に向け長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の意見を踏まえ、市の方針を決定し、市民に示す。			【当初計画】						
										見直し方向性の決定	調査等及び分析	新計画について、審議会諮問、答申、計画策定、公表		基準に基づく負担の実施	
										【実績と予定】					
1-3 健全な財政運営の実現	母子・寡婦福祉資金貸付金の未収金対策の強化  【保健福祉部児童福祉課】	【財】	18	貸付金の滞納額が増加しているため、滞納者に対する償還指導の見直しなど未収金対策を強化し、安定的な運用を図る必要がある。	滞納者の生活状況を把握し、電話催告、訪問徴収を定期的実施し、過年度滞納額の減少を図るとともに、新規滞納者の早期対応により、滞納繰越額を抑制し、償還率の向上を図る。また、支払い督促など法的手続きの導入について、引き続き検討を行う。	平成18年度～22年度の滞納繰越分収入額 15,000千円(年3,000千円) (過去5年間の滞納繰越分収入額約10,000千円の1.5倍を目標に設定)	(収入実績) 平成18年度 5,702千円 平成19年度 3,479千円 平成20年度 4,495千円 平成20年度は平成21年2月末現在数値		【当初計画】						
										収入目標額 3,000千円	収入目標額 3,000千円	収入目標額 3,000千円			
										【実績と予定】					
										実績欄参照					
1-1 効率的な行政の推進	幼児型児童館(古牧・川合新田)の廃止  【保健福祉部児童福祉課】		20	以前から、設置当初との保育所の充足状況の変化や国からの指導もあって廃止を検討してきたが、H16年度包括外部監査の指摘を受け、あらためて地元と協議を進め、方向付けをしたもの。	地元や保護者に、廃止するに至った経緯を理解してもらい、廃止後の施設のあり方について、協議を行う。	平成21年度に幼児型児童館を廃止し、現在園児が卒園する平成23年3月までの経過措置について検討する。	地元関係者に市の方針を理解していただき、平成20年度末で条例を廃止した。また、在園児が卒園する平成23年3月までの2年間を経過措置期間とし、今までと同様の運営ができるよう補助金を交付することとした。		【当初計画】						
										▷ ◁					
										地元・保護者説明・廃止後のあり方検討					
										【実績と予定】					
										▷ ◁					
										条例廃止・廃止後2年間補助					
1-1 効率的な行政の推進	交通災害遺児等福祉年金の見直し  【保健福祉部児童福祉課】		20	交通事故・災害以外の遺児との均衡などを考慮して、年金制度の見直しをするもの。	課内で、年金制度の見直し案を検討し、社会福祉審議会の意見も聴取する中で、条例を改正する。	平成20年度中に方針を決定し、平成21年度に見直しを実施する。	社会福祉審議会に見直しを諮問し、答申結果に基づき条例を廃止(平成20年度末)		【当初計画】						
										▷ ◁					
										方針決定	見直し実施				
										【実績と予定】					
										▷ ◁					
										条例廃止					

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1-2 民間活力の活用	市立保育所の見直し 【保健福祉部保育課】		15	市立保育所の運営を見直し、民営化及び保育所の適正配置・適正規模化による統廃合を進め、限られた財源と人材を保育サービスの拡充と子育て支援の強化に活用したいため。	保護者及び地域関係者(区長会・民生児童委員協議会など)に市の方針を説明すると共に、民営化等による保育内容やスケジュールなどを提示し、理解を得よう進めていく。	【当初】 運営委託又は移管による民営化への可能性の検討と具体化 【H21追加】 川田・下水鉋・城東保育園について、運営委託または移管の時期を平成23年度とする。	・三輪保育園については、ミツワ会の保育士と市嘱託保育士との合同による引継ぎ保育を行うほか、保護者・ミツワ会・市による3者懇談会を開催し、保護者との意見交換を行う中で、平成21年4月からの運営委託に向け万全を期した。 ・川田、下水鉋、城東保育園については、引き続き保護者及び地域関係者との協議を進め、理解いただくよう取り組んだ。	【当初計画】 方針検討、地元調整 【実績と予定】 三輪 川田・下水鉋・城東 三輪保育園引継ぎ保育の実施。川田・下水鉋・城東保育園は引き続き協議。	→	→				
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 市民のつどい廃止の検討 【保健福祉部人権同和政策課】		21	都市内分権の推進に伴い、住民自治協議会等新たな取り組みが構築されつつある。	実行委員会等関係機関と協議し廃止時期の決定をする。	市民のつどいの廃止時期の決定。		【当初計画】 実行委員会で協議する。 【実績と予定】	→					
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 保健保養訓練センターの廃止を含めた見直し 【保健所健康課】		21	介護保険制度創設以来、機能回復訓練という当初の施設の役割が徐々に薄れ、温泉宿泊施設とほぼ同様になっているため、「外郭団体見直し指針」において、施設の廃止又は指定管理者である開発公社への譲渡を検討することとしている。	当該施設の他、隣接の松代荘、松代老人憩いの家の3施設全体のあり方について、本市の指針をとりまとめ、指定管理者である開発公社へ提示し、施設のあり方について協議を行った上で、最終方針を決定する。	平成24年度中に廃止又は譲渡等の実施。	【当初計画】 最終方針決定 【実績と予定】	→	→	→	→	→	→	一定期間の周知を経て、廃止又は譲渡等の実施
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 保健センターの再編に向けての検討 【保健所健康課】		21	保健センターは、9つの保健福祉ブロックに各1か所の設置を目標に整備してきたが、平成17年に合併した4町村の各保健センターは、従前どおり継承されることとなり、そのため、施設の利用や利用者数、職員の配置等において、全市的にみた場合には、均衡を欠く状況が生じている。	建設予定の(仮称)中部保健センターの具体的な建設場所の調査と併せ、既存の保健センターや新たな合併町村も含め、利用者の利便性に配慮しつつ、効率的かつ効果的な保健センター運営のための再編に向けた検討を行う。	平成23年度までに保健センターの再編の方針を決定。	【当初計画】 センター再編の検討 【実績と予定】	→	→	→	→	→	→	施設の段階的再編の実施

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1-3 健全な財政運営の実現	【新規】 各種がん検診の利用者負担額の見直し 【保健所健康課】	[財]	21	がん検診は、その費用の一部を利用者からの負担金で賄っているが、検診ごとに負担割合が一定ではなく、均衡が取れていない。また、利用者負担額の明確な根拠や制限がない。	利用者負担額の見直し、受診者数の増減に直接影響を与えることを考慮しつつ、関係機関(医師会等)と慎重に協議、検討を行い、段階的に改定を進める。	各種がん検診の利用者負担額の適正化。		[当初計画]						
									見直し案作成、関係機関と協議・検討	利用者負担額算定方法の決定及び周知	新たな利用者負担金によるがん検診の実施			
									[実績と予定]					
1-1 効率的な行政の推進	河川水路をきれいに する推進会補助金の廃止 【環境部環境管理課】		20	上流に市街地、下流に農地があることから、昭和48年に結成され、水質浄化の啓発、河川パトロールや報告会を行い、住民意識の向上・河川浄化・水洗化の促進を図ってきた。水洗化が進み、水質もかなり浄化され、一定の役割を果たした。	市北部の20地区・6用水・4土地改良区が加入、役員は区長・環境美化推進会長・用水組合役員・土地改良区役員である。都市内分権団体見直しにより、区長・環境美化推進会長の委嘱が廃止される見込みであり、住民自治協議会の枠組みの中で活動や財源について団体と協議する。	平成22年度、住民自治協議会一括交付金の施行時に補助金を廃止する。	事務局に対し連絡済み。	[当初計画]						
									団体との協議	団体との協議	補助金廃止			
									[実績と予定]					
									団体との協議を実施					
1-1 効率的な行政の推進	【新規】 市有建物の省エネ・CO2削減のための省エネ診断の実施と改修 【環境部環境管理課・建設部建築課】		21	地球温暖化対策のための省エネ・CO2削減は、本市にとっても大きな課題である。長野市役所温暖化防止実行計画の温室効果ガス削減目標を達成する。	市有施設の省エネ診断を順次行い、CO2削減のため高効率エネルギー機器等への改修を進める。	温室効果ガスの総排出量を、平成24年度までに、平成18年度(2006年度)比13.5%削減する。		[当初計画]						
									省エネ診断の実施	省エネ診断の実施・省エネ改修	省エネ診断の実施・省エネ改修	省エネ診断の実施・省エネ改修		
									[実績と予定]					
1-3 健全な財政運営の実現	ごみ処理の有料化の検討 【環境部環境第一課】		15	平成8年から開始した現行のごみ指定袋購入チケット制度は、世帯人数に関係なく一律に同じ枚数を配布するのは不合理など課題があり、また可燃ごみ量が増加傾向にある現状を踏まえ、市民の意識が大きく変わるような取り組みが必要と判断したため。	平成20年度に関係条例改正案議決後、ごみ分別徹底の意識啓発を目的とした住民説明会開催に併せて、有料化制度について説明、周知を行う。	平成21年度中に有料化を導入する。	平成20年6月議会において関係条例を改正し、平成21年10月1日から有料化導入を決定した。平成20年7月から21年3月まで、住民説明会を市内全地区で開催(約1,071回予定)し、ごみの減量・分別の徹底、有料化制度について説明周知した。	[当初計画]						
									条例改正、有料化制度導入に関する説明・周知	有料化実施				
									[実績と予定]					
									条例改正、有料化制度導入に関する説明・周知					



# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
1-3 健全な財政運営の実現	【新規】 一般廃棄物処理(し尿処理)手数料の利用者負担の見直し 【環境部環境第二課】	[財]	21	公共下水道等の整備により、し尿収集世帯が減少するため、し尿処理に係るコストが上昇し、手数料に反映する必要がある。	下水道使用料との均衡を考慮しながら、改定を検討する。審議会に改定案を諮問し、答申を基に改定内容を決定していく。	平成21年度に手数料の改定案を検討し、平成22年度に審議会に諮問し、答申を受け平成23年度に改定する。		[当初計画]	→	改定案を作成する	審議会に諮問し、答申を受け決定	改定			
1-1 効率的な行政の推進	衛生センターの在り方の検討 【環境部衛生センター】		15	下水道の普及により収集量が減少しているため、し尿処理の今後の在り方を検討する必要がある。	広域連合し尿処理専門部会における、し尿処理施設の在り方と統廃合についての調査・検討結果を受け、施設の在り方を検討する。	平成22年度に広域連合の検討結果により実施。	広域連合し尿処理専門部会で、引き続き調査、研究及び検討。	[当初計画]	→	広域連合し尿処理専門部会で調査・検討	広域連合し尿処理専門部会で調査・検討	広域連合し尿処理専門部会で調査・検討結果により、実施			
1-3 健全な財政運営の実現	【新規】 勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの受講料の見直し 【産業振興部産業政策課】	[財]	21	利用者負担割合の基準がなく、公平性、透明性を尊重した負担額となっていない。	平成21年度に利用料金制への移行後、指定管理者の運営状況と利用状況を把握する中で適正化を図る。	平成21年度検討、23年度適正化。		[当初計画]	→	検討	調整	適正化			
1-2 民間活力の活用	樽池運動公園広場施設の指定管理者制度導入 【産業振興部森林整備課】		20	現在直営の樽池運動公園広場(ふっとうど)の管理運営について、指定管理者制度を導入して経費節減とサービスの向上を目指す。	平成21年度に指定管理者を選定し、平成22年度から管理運営を指定管理者に移行する。	指定管理者によるサービス向上、経費の節減。	2月24日地権者説明会開催 選定準備	[当初計画]	→	選定準備	指定管理者選定、条例改正	管理運営開始			
								[実績と予定]	→	地権者説明会開催 選定準備					

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1-1 効率的な行政の推進	中心市街地活性化事業補助金(TMO運営補助)の終期設定 【産業振興部商工振興課】		20	平成15年度からTMOの運営費を補助しており、継続的な支援に依存しない自立した体制の確立を促すため。	現在進められている「長野市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業の進捗状況及び主体事業の収益状況をみながら補助金額の段階的な削減と廃止を進める。	基本計画の終了する平成23年を終期とし、平成24年に補助金を廃止する。	補助金交付先へ補助金の段階的な減額及び廃止時期について説明。	[当初計画] → 段階的な減額及び廃止時期の調整 [実績と予定] → 減額及び廃止時期の説明	方針の決定	H21補助額の25%削減	H21補助額の50%削減	廃止		
1-2 民間活力の活用	飯綱高原スキー場の縮小 【産業振興部観光課】		18	全国的なスキー人口の減少に加え、暖冬傾向による不安定な積雪状況で、各スキー場は厳しい経営状況にあるため、将来的なあり方についての検討が必要となっている。	スキー場の運営方針並びに位置付けを明確に定め、指定管理者制度を継続する中で、最大限経費が縮減できるよう検討を進める。 平成20年度は、リフトの休止によりコースの一部を縮小し、効率的な経営を進める。	運営収支の改善 繰出・貸付目標額を、80,000千円以下とする。(平成18年度繰出金130,000千円)	経営効率化のため、一部リフトの休止(第5・第6・第7)及びコースの縮小(里谷多英コース、Gコース)を実施。	[当初計画] → コースの一部縮小 指定期間(3年間) 指定管理者の選定 [実績と予定] → 第567リフト休止、里谷多英・Gコース閉鎖	指定期間(3年間) 指定管理者による収支改善	指定管理者による収支改善	指定管理者による収支改善			
1-2 民間活力の活用	聖山パノラマスキー場の廃止 【産業振興部観光課】		18	全国的なスキー人口の減少に加え、暖冬傾向による不安定な積雪状況で、各スキー場は厳しい経営状況にあるため、将来的なあり方についての検討が必要となっている。	平成19年度から3年度間の指定管理者制度期間内に、指定管理者や地元と協議を行い、廃止を含め方向性を決定する。	平成22年度までに協議の上、廃止する。	大岡地区各種団体代表から構成される「聖山パノラマスキー場あり方研究会」で協議、検討実施。「平成21年度末をもって廃止やむを得ない」という提言が市長に対して行われる。提言書に基づき、「長野市聖山パノラマスキー場後利用研究委員会」の設置。第1回委員会を開催した。	[当初計画] → [実績と予定] → 「聖山パノラマスキー場あり方研究会」で協議、検討						
1-2 民間活力の活用	戸隠スキー場の充実 【産業振興部観光課】		18	全国的なスキー人口の減少に加え、暖冬傾向による不安定な積雪状況で、各スキー場は厳しい経営状況にあるため、将来的なあり方についての検討が必要となっている。	スキー場の運営方針並びに位置付けを明確に定め、民間活力を導入する中で経営改善を図る。	平成21年度に単年度黒字経営化する。	スキー場の運営方針並びに位置付けについて、戸隠スキー場は「継続」と明確に定めた。民間活力の導入手段として、指定管理者制度を選択し、社団法人長野市開発公社を選定した(指定期間5年間)。	[当初計画] → 民間活力導入準備 [実績と予定] → 指定管理者制度導入決定	導入					

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画					
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1-2 民間活力の活用	奥裾花観光センター及び鬼無里山岳公園の指定管理者制度導入 【産業振興部観光課】		20	民間のノウハウによる効率的な施設運営とサービスの向上を実現するため、市有施設の管理運営方針において、本施設を「指定管理者制度を導入する施設」と位置付けている。	20～21年度 指定管理者選定準備 22年度 指定管理者選定 23年度 指定管理者による管理運営開始	平成23年度に指定管理者に移行し、サービス向上、経費削減を図る。	指定管理者移行に向けての準備として、奥裾花観光施設の整備計画に基づき施設整備を行うなかで、現状・課題等検討。	[当初計画]					
								選定準備	選定準備	指定管理者選定	管理運営開始		
1-2 民間活力の活用	戸隠交流集会施設(森林囃子)の指定管理者制度導入 【産業振興部観光課】		20	民間のノウハウによる効率的な施設運営とサービスの向上を実現するため、市有施設の管理運営方針において、本施設を「指定管理者制度を導入する施設」と位置付けている。	20年度 指定管理者選定 21年度 指定管理者による管理運営開始	平成21年度に指定管理者に移行し、サービス向上、経費削減を図る。	指定管理者として長野県高齢者生活協同組合を選定(指定期間3年)。	[当初計画]					
								指定管理者選定	管理運営開始				
1-2 民間活力の活用	茶臼山動物園の獣舎改修費への民間資金導入 【都市整備部公園緑地課】		20	老朽化した動物園獣舎の改修に際し、動物園施設を活用した資金調達として、民間資金の導入を検討する。	平成20年度検討組織を設置、平成21年度民間資金導入の検討。	【当初】 平成22年度に民間資金を導入して獣舎を改修する。 【H21修正】 平成21年度に民間資金を導入して獣舎を改修する。	検討組織を設置し、民間資金導入の方策を決定。 条例改正(H20年度) 獣舎改修を平成21年度に実施することから、完了年度を変更。	[当初計画]					
								組織設置検討	検討方策決定	獣舎改修			
1-1 効率的な行政の推進	学校関係補助金の見直し 【教育委員会学校教育課】		18	各補助金の必要性や対象経費を精査し、補助金の廃止、予算執行の見直し等、補助金の適正化を図る必要がある。	補助金の交付目的を確認し、補助金の効果、必要性を検討する。また、補助対象経費を確認し、補助金による執行の課題、予算の直接執行等による問題を整理し、補助金の在り方を検討する。	平成20年度までに5補助金を見直す。(19年度までに4補助金見直し済み)	平成19年度までに4補助金の見直し済み。平成20年度は中学校総合競技大会出場補助金について検討し、平成21年度から、県大会及び北信新人大会を廃止し、全国大会及び北信越大会の補助金額を変更することとした。	[当初計画]					
								1補助金の精査・検討					
								[実績と予定]					
								組織設置、検討、方策決定					
								1補助金の精査・検討					

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1 - 3 健全な財政運営の実現	【新規】 大岡農村文化交流センターの利用者負担の見直し  【教育委員会学校教育課】	【財】	21	大岡農村文化交流センターにて山村留学事業を行っており、利用料を山村留學生の保護者が負担している。利用者負担額の明確な根拠が無かったことから、行政サービスの利用者の負担に関する基準に基づく適正な利用料に改定するもの。	山村留学を行っている、他地域の利用者負担額や利用者が大きく減少しない範囲の利用料を検討し支所、事業者と協議の上改定を進める。	利用者の負担額の適正化。			【当初計画】 ▶ 条例改正・公表 実施					
2 - 3 成果を重視した行政運営	定時制高校生に対する奨学金制度の見直し  【教育委員会学校教育課】		20	有為な人材を育成することを目的とし、昭和49年度から授業料相当額の給付を行ってきた。平成18年度からは、授業料の2分の1に減額したが、経済的に授業料の負担が困難な家庭は減少しており、また、全日制の生徒との均衡が保てず、見直しが必要である。	平成20年度の入学(編入者を含む)から奨学金の給付を廃止する。	平成19年度までの入学者すべての卒業をもって、平成23年度に奨学金を廃止する。	平成20年度の新入学者(編入者を含む)から奨学金の給付を廃止した。	【当初計画】 ▶ 新1年生から廃止(給付対象:2~4年生) 【実績と予定】 ▶ 新1年生から廃止(給付対象:2~4年生)	給付対象:3・4年生	給付対象:4年生	給付の廃止			
2 - 3 成果を重視した行政運営	姉妹都市交換派遣高校生の実業内容見直し  【教育委員会学校教育課】		20	本事業の推進が、学校内における国際理解教育全体の充実に対して十分に機能していないと考えられるため。	国際理解教育体系の中に海外派遣事業を位置付け、最も効果的な事業内容とするよう検討する。姉妹都市交流と併せて、ノッティンガム(イギリス)との交流についても検討する。	平成22年度までに最も効果的な内容を構築し、姉妹都市及びノッティンガムとの交流を行う。	校内の国際交流委員会を中心に、クリアウォーター及びノッティンガムとの交流事業の内容を検討。	【当初計画】 ▶ 派遣内容の検討 【実績と予定】 ▶ 交流内容の検討、ノッティンガム視察	新たな内容の構築	新たな内容で実施				
1 - 2 民間活力の活用	公民館への指定管理者制度の導入  【教育委員会生涯学習課】		20	住民の自治活動の拠点として改めて公民館を位置づけ、地域に根差した住民の手による生涯学習・社会教育活動の促進と効率的な経営を図るため。	地域に密着した運営を行える受託者として、住民自治協議会を想定しており、受託を希望する住民自治協議会の体制を見極めながら、委託内容を具体的に協議していく。	平成22年度以降、受託を希望する地域の公民館から指定管理者制度を導入していく。	委任内容を検討し、実施要項をまとめ、地域に提示した。	【当初計画】 ▶ 委託内容の検討 【実績と予定】 ▶ 委任内容の検討、提示	委託を希望する住民自治協議会との協議	指定管理者制度の一部導入				

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1-3 健全な財政運営の実現	公民館成人学校の利用者負担の見直し 【教育委員会生涯学習課】		19	民間で同様の事業が行われている中で、成人学校を存続させるために応分の利用者負担を求める。	受講者の経費負担の増加を緩和するため、段階的に受講料を上げる。	平成23年度に8,000円となるよう段階的に引き上げる。	平成19年度の5,000円から、5,800円に引き上げた。	【当初計画】						
								1学期 5,800円	1学期 6,500円	1学期 7,300円	1学期 8,000円	【実績と予定】		
1-3 健全な財政運営の実現	公民館講座受講料及び施設使用料のあり方の検討 【教育委員会生涯学習課】		20	講座の受講料や公民館の使用料は社会教育目的であれば原則的に無料であるが、利用する人と利用しない人との公平性が確保できないため。	統一的な基準に基づき受講料、使用料を算出し、利用者への説明、理解を得た上で負担を求めていく。	平成22年度から、原則的に受講料・使用料を徴収していく。	生涯学習課・公民館職員をメンバーとする「検討部会」を設けて検討を行った。	【当初計画】						
								負担内容の検討	利用者への説明、周知	利用者負担の実施	【実績と予定】			
1-3 健全な財政運営の実現	児童館・児童センター等の利用者負担の検討 【教育委員会生涯学習課】		18	登録児童数が年々増加し、利用者ニーズが高まる中、サービス提供の公平性の確保や、内容の充実を図る上で、利用者負担の検討が必要である。	市社会福祉審議会へ諮問し、導入の是非も含め検討を行い、答申結果により関係者への周知と理解を得ていく。	【当初】平成21年4月からの利用料金制の導入を目指す。 【H21修正】平成22年4月からの利用料金制の導入を目指す。	利用者負担なし。 平成19年6月に市社会福祉審議会へ諮問を行い、児童福祉専門部会にて審議。平成21年2月、利用料金制導入の答申を受ける。	【当初計画】						
								答申結果に基づき、関係者への周知・説明	利用料金制の導入	【実績と予定】				
1-3 健全な財政運営の実現	【新規】少年科学センター、青少年錬成センターの利用者負担の見直し 【教育委員会生涯学習課】	【財】	21	行政サービスに対する適正な利用者負担の確保・サービスの利用者その他の市民との負担の公平性の確保	利用料金を値上げすることに伴う利用者数の減少を考慮し、その影響が最小限にとどまるよう、指定管理者の意見も取り入れながら教育委員会としての試案を作り、青少年健全育成審議会において協議をする。	少年科学センターは平成21年度中に、青少年錬成センターは平成22年度中に新利用料金を決定する。	/	【当初計画】						
								少年科学センター条例改正	少年科学センター実施青少年錬成センター条例改正	青少年錬成センター実施	【実績と予定】			

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画							
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
1-3 健全な財政運営の実現	【新規】 生涯学習センターの講座受講料の見直し検討 【教育委員会生涯学習課】	【財】	21	現在、講座ごとに無料・有料を決定しているが、利用者負担割合に関する統一基準が整備されたことから、改めて適正な受講料について検討し、見直す必要がある。	講座の公益性・私益性についての統一基準を参考に、受講者へのアンケートや今後設置予定の(仮称)長野市生涯学習センターパワーアップ検討会などを通じて料金改定の検討を実施する予定。	平成23年度から料金改定予定。		[当初計画]	→	→	→	→	→	→	
									検討会などで検討	→	→	→	→	→	→
									[実績と予定]	→	→	→	→	→	→
1-3 健全な財政運営の実現	【新規】 博物館(本館)の入場料の見直し 【教育委員会博物館】	【財】	21	基準による負担割合との整合性をはかるため、及び類似施設の入館料との均衡が取れていないため、利用者負担の公平性を確保するため。	教育委員会内部でどのような改定をしていくか検討していく。	平成22年4月に改定。		[当初計画]	→	→	→	→	→	→	
									教育委員会で協議	→	→	→	→	→	
									[実績と予定]	→	→	→	→	→	
1-1 効率的な行政の推進	スパイラルのあり方の検討 【教育委員会体育課】	【財】	18	施設の運営維持管理に多額の経費が投じられているが、利用者及び利用期間に限られ、十分な利用料等の収入が望めないこと、及び製氷経費について長野オリンピック記念基金から補助を受けているが基金も平成21年度に枯渇してしまうため、施設のあり方についての検討が必要である。	ナショナルトレーニングセンター競技別拠点施設指定の継続要望を進め、国からの応分の負担を求めていく。	コース整備経費及びスポーツ科学サポート設備配置費について応分な財政措置を得られるよう国に要望するとともに、平成21年度までに長野オリンピック記念基金枯渇後の施設のあり方を決定。	H19～21年度の3年間ナショナルトレーニングセンター競技別拠点施設(NTC)に指定された。H22年度以降の指定については未定のため引き続き国、JOCに要望していく。	[当初計画]	→	→	→	→	→	→	
									情勢の見極めあり方検討	→	→	→	→	→	
									[実績と予定]	→	→	→	→	→	
									情勢の見極めあり方検討	→	→	→	→	→	
1-2 民間活力の活用	体育施設の指定管理者制度の導入に伴う公の施設の管理・運営の検討 【教育委員会体育課】		20	平成17年度に指定管理者を募集し、指定管理者制度に移行できない体育施設24施設について制度導入を検討する。	社会体育館等の有料化導入後、施設の使用料収入を見極め導入可能な施設から指定管理者制度に移行する。	平成23年度までに指定管理者に移行する施設 24(篠ノ井村山スポーツセンター、城山テニスコート、社会体育館20館、昭和の森フィットネスセンター、アーチェリー場)	青垣市民プールと一体で松代体育館、青垣テニスコートの指定管理者の公募選定。	[当初計画]	→	→	→	→	→	→	
									公募施設の選定	→	→	→	→	→	
									指定管理者の公募選定	→	→	→	→	→	
									[実績と予定]	→	→	→	→	→	
									1館指定管理者の公募選定	→	→	→	→	→	

# 改革項目一覧表(部局順)

凡例: ◁ 計画・予定 ▷ 実際の進行状況 方針決定 改革目標の完了(実施・稼働)

大綱上の位置付け	改革項目名 【主な担当課】	重点項目等	着手年度	原因(なぜ改革するのか)	進め方の概要(どう進めるのか)	目標	平成20年度までの実績	年度計画						
								20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
1-3 健全な財政運営の実現	体育館等使用料の見直し 【教育委員会体育課】	【財】	18	社会体育館等の一部施設及び学校開放体育施設においては、使用料無料により運営維持管理しているが利用者負担の考え方から適正な使用料徴収を導入する必要がある。	周知期間を考慮し、有料施設について料金改定を行う。無料施設については有料化を検討する。	社会体育館等35施設について、平成21年度からの有料化を検討する。	「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づきコスト・負担割合を検証し、「利用者負担に関する基準」に基づく見直し方針案を策定。有料化について検討中。	[当初計画] → 適正な使用料の検討周知 [実績と予定] → 適正な使用料の検討	見直し					
1-2 民間活力の活用	夏目ヶ原浄水場運転管理業務の第三者委託導入に向けての推進 【上下水道局浄水課】		20	現在直営の夏目ヶ原浄水場の運転管理業務について、一部を民間委託して経費削減と将来にわたる水道事業の安全・安定の向上を目指す。	犀川浄水場の運転管理業務委託を十分検証しながら、夏目ヶ原浄水場への委託拡大に必要な施設整備と課題等の洗い出しを実施し、安全・安定な水道水の供給を確保できる委託仕様の作成と業者選定を行う。	【当初】 平成24年度に委託業者を選定する。 【H21修正】 平成21年度に委託業者を選定する。	・次亜塩素設備(消毒設備)更新工事竣工 ・局民間委託評価委員会 で犀川浄水場運転管理委託の中間評価を実施した。結果を夏目ヶ原浄水場委託導入検討資料とする。	[当初計画] → 現状・課題の洗い出し [実績と予定] → 現状・課題の洗い出し	現状・課題の洗い出し	選定準備	選定準備	民間委託業者選定		
2-3 成果を重視した行政運営	救急隊員と消防隊員の兼務化の導入 【消防局総務課・警防課】		20	消防出動が少ない中山間地域の業務の効率化のため、救急隊員と消防隊員の兼務化を導入する必要がある。	兼務化による消防体制の調査・研究及び職員の育成等を実施し、関係機関及び地元関係者等に説明を行い、関係法規を改正する。	【当初】 平成21年度に兼務化を導入する。 【H21修正】 平成24年度に兼務化を導入する。	七二会・飯綱・鬼無里分署が管轄する5地区延べ9回にわたり、住民説明会を実施した。兼務化による消防体制の十分な調査・研究及び職員の育成等を行うため、平成24年度実施に変更した。	[当初計画] → 関係機関・地元関係者等への説明 [実績と予定] → 関係機関・地元関係者等への説明	兼務化の実施					